

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2022 年 10 月 3 日

福山通運株式会社

2022年10月3日

吸収合併に係る事後開示事項

広島県福山市東深津町四丁目20番1号
福山通運株式会社
代表取締役 小丸 成洋

当社は、北関東福山通運株式会社（以下「北関東福山通運」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、北関東福山通運を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2022年10月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条及び第787条並びに第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 本件吸収合併等をやめることの請求（会社法第784条の2）
吸収合併消滅会社の北関東福山通運は、当社の完全子会社であったため、株主からの差止請求について該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）
吸収合併消滅会社の北関東福山通運は、当社の完全子会社であったため、反対株主からの株式買取請求について該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）
吸収合併消滅会社の北関東福山通運は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議（会社法第789条）
吸収合併消滅会社の北関東福山通運は、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、債権者に対し、2022年8月22日付にて官報での公告並びに同日付けにて個別催告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 本件吸収合併等をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

当社は、2022 年 8 月 22 日より電子公告を行いました。が、株式買取請求権行使期限までに、当社に対して株式の買取請求権の行使はありませんでした。
 - (3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、2022 年 8 月 22 日付にて官報での公告並びに同日付にて電子公告を行いました。が、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって北関東福山通運から、その資産・負債及びその他の権利義務一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本件吸収合併による当社の変更登記申請及び北関東福山通運の解散登記申請は、2022 年 10 月 4 日に行う予定です。
7. 前各号に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以 上

(別紙)

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

2022 年 8 月 31 日

福山通運株式会社

2022年8月31日

吸収合併に係る事前開示事項

広島県福山市東深津町四丁目20番1号
福山通運株式会社
代表取締役 小丸 成洋

当社は、北関東福山通運株式会社（本社所在地：埼玉県比企郡滑川町大字都25番地40以下「北関東福山通運」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、北関東福山通運を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する会社法第794条1項及び会社法施行規則第191条に基づく事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

北関東福山通運は当社の完全子会社であることから、当社は本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 本件吸収合併に係る新株予約権についての定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号イ）

北関東福山通運の最終事業年度に係る計算書類は別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第3号ハ）

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項（会社法施行規則第191条第5号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本件吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

当社の2022年6月30日現在の貸借対照表における資産の額は431,926百万円、負債の額は218,424百万円、純資産の額は213,501百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、北関東福山通運の2022年6月30日現在の貸借対照表における資産の額は2,423百万円、負債の額は621百万円、純資産の額は1,802百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

いずれの会社についても、本件吸収合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件吸収合併後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

上記とあわせ、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑み、当社の負担する債務については本件吸収合併の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断します。

以 上

別紙1 吸収合併契約書（写し）

別紙2 北関東福山通運の最終事業年度に係る計算書類



合併契約書

福山通運株式会社（以下「甲」という）及び北関東福山通運株式会社（以下「乙」という）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

2 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、次のとおりである。

- (1) 吸収合併存続会社 商号 福山通運株式会社
本店 広島県福山市東深津町四丁目 20 番 1 号
- (2) 吸収合併消滅会社 商号 北関東福山通運株式会社
本店 埼玉県比企郡滑川町大字都 25 番地 40

第2条 甲は合併に際して、乙の株主に対してその有する株式に代わる金銭等を交付しないものとする。

第3条 甲は合併に際して、資本金額を増加しないものとする。

第4条 合併の効力発生日は、令和4年10月1日とする。ただし、同日までに必要な手続きを遂行できないときは、甲乙協議のうえ会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条 乙が所有する一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第6条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

第7条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引継ぐものとし、従業員に関する取り扱いについては、別に協議のうえ、これを定める。

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

上記契約を証するため、本書1通を作成し、甲乙が記名押印のうえ甲が原本を、乙はその写しを保有する。

令和4年8月12日

(甲) 広島県福山市東深津町四丁目20番1号

福山通運株式会社

代表取締役 小丸 成洋



(乙) 埼玉県比企郡滑川町大字都25番地40

北関東福山通運株式会社

代表取締役 矢木野 雅之



第42期

事業報告書

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

北関東福山通運株式会社

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,101	流 動 負 債	533
現金及び預金	746	買掛金	88
受取手形	34	未払金	1
売掛金	506	未払費用	103
貯蔵品	1	未払法人税等	50
前払費用	2	未払消費税等	27
短期貸付金	800	預り金	20
その他	9	賞与引当金	52
貸倒引当金	△0	その他	188
固 定 資 産	237	固 定 負 債	64
有形固定資産	177	退職給付引当金	59
建物	66	その他	4
構築物	8	負 債 合 計	597
機械装置	2	(純 資 産 の 部)	
車両運搬具	14	株 主 資 本	1,737
工具器具備品	6	資本金	100
土地	79	資本剰余金	240
無形固定資産	2	資本準備金	150
その他	2	その他資本剰余金	90
投資その他の資産	57	自己資本処分差益	90
投資有価証券	13	利益剰余金	1,449
出資金	0	利益準備金	5
長期前払費用	0	その他利益剰余金	1,444
繰延税金資産	42	固定資産圧縮積立金	6
その他	1	別途積立金	204
		繰越利益剰余金	1,234
		自己株式	△52
		評価・換算差額等	3
		その他有価証券評価差額金	3
		純 資 産 合 計	1,741
資 産 合 計	2,338	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,338

損益計算書

自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日

(単位:百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		2,425
売 上 原 価		2,052
売 上 総 利 益		373
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		37
営 業 利 益		335
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0	
そ の 他 の 収 益	3	4
営 業 外 費 用		
そ の 他 の 費 用	0	0
経 常 利 益		339
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		339
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		117
法 人 税 等 調 整 額		△ 3
当 期 純 利 益		224

株主資本等変動計算書

自 2021年4月 1日

至 2022年3月31日

(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100	150	90	240	5	1,230	1,235
事業年度中の変動額							
当期純利益						224	224
会計方針の変更による累積的影響額						△ 11	△ 11
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計						213	213
当期末残高	100	150	90	240	5	1,444	1,449

項目	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 52	1,523	0			0	1,524
事業年度中の変動額							
当期純利益		224					224
会計方針の変更による累積的影響額		△ 11					△ 11
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			3			3	3
事業年度中の変動額合計		213	3			3	216
当期末残高	△ 52	1,737	3			3	1,741

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

項目	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	6		20	184	1,020	1,230
事業年度中の変動額						
当期純利益					224	224
会計方針の変更による累積的影響額					△ 11	△ 11
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 1				1	
固定資産圧縮積立金の積立	0				△ 0	
事業年度中の変動額合計	△ 0				214	213
当期末残高	6		20	184	1,234	1,444

個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 投資有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

② 棚卸資産

先入先出法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権…貸倒実績率法

貸倒懸念債権及び破産更生債権等…財産内容評価法

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の期間対応額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額 760百万円

(2) 減損損失累計額 211百万円

3. 株主資本等変動計算書に関する事項

当事業年度の末日における発行済み株式の数	普通株式	100,000 株
当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	20,000 株

4. 会計方針の変更に関する注記

「収益に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、運送取引について、従来は発送日を基準として収益を認識しておりましたが、履行義務の充足に伴って収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用について、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が11百万円減少しております。

また、当事業年度において、計算書類に与える損益への影響は軽微であります。